

三木市議会の概要

令和6年6月

三木市議会事務局

三木市の市章



「木」又は「キ」を3つ組み合わせて図案化し、ハート形にして心臓部を表し、三方に出る動脈により活動の旺盛さを表しています。

三方同形により、天・地・人の三体の調和をとり、将来の発展、円満和合を意味しています。(昭和29年7月制定)

市の木「松」

「松」は、常に山の緑を保ち、市民の気持ちをなごやかにしてくれる貴重な存在です。また、年中変わらない緑葉の若々しさ、枝ぶりの優雅さ、幹皮の力強さは、三木市の調和ある発展を象徴しています。(昭和46年6月指定)



市の花「さつき」

「さつき」は、花は多彩、変化に富んでいます。さつきが群生し、競い合って咲いている様子は、まさに豊かに発展しようとしている三木市を表しています。(昭和46年6月指定)



目 次

I	三木市の概要	ページ
1	位置・地勢	3
2	沿 革	3
3	主要産業の概要	5
4	人口と世帯数の推移	7
5	産業別就業人口	7
II	三木市議会の概要	
1	議会構成	8
2	議会運営	10
3	議会改革・議会活性化	12
4	議員報酬等	15
5	議会事務局の構成	16
6	議会費予算	16
III	財政の状況	
1	一般・特別会計予算	17
2	企業会計予算	17
3	一般会計 歳入及び目的別歳出	18
4	一般会計 性質別歳出	19
IV	市職員数	20
V	三木市組織図	21

I 三木市の概要

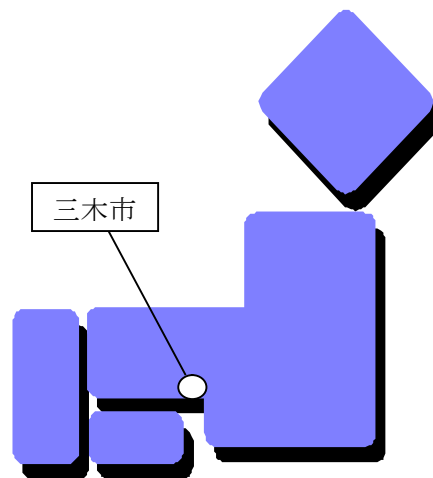
1 位置・地勢

三木市は、兵庫県中南部、東経 135 度の日本標準時子午線上に位置し、神戸市、加古川市、小野市、三田市、加東市及び加古郡稲美町と境を接している。

市域は、加古川の支流・美^{みの}囊^{のがわ}川流域の沖積平野、洪積台地及び丘陵から成り立ち、面積は 176.51 km²である。



面積・広がり・海拔		
面積	176.51 km ²	
東西	22.0 km	
南北	20.2 km	
海拔	最高	453 m
	最低	19 m



2 沿革

昭和 26 年 3 月 15 日、美^{みの}囊^の郡^{うぐん}三木町が久留美村を編入し、昭和 29 年 6 月 1 日、別所村、細川村及び口吉川^{くちよかわ}村と合併して市制を施行、兵庫県で第 16 番目の市として発足した。また、同年 7 月 1 日、志^し染^{じみ}村と合併した。平成 17 年 10 月 24 日には、美^{みの}囊^の郡^{うぐん}吉川町と合併した。

三木地方が古くから開けていたことは、美^{みの}囊^の川流域沿岸に点在する多数の古墳群によっても明らかであり、考古学上非常に重要なものが見受けられる。古代国家の成立過程では、大和朝廷の直轄領として統治され、その後も荘園や寺領として栄えたことなどが古文書等でうかがえる。

中世末期、別所氏が三木城を築き、その城下町が形成されて市の基礎ができた。別所氏を滅ぼした秀吉は三木に地子免許を与え、その後に三木を領有した各藩主もそれを認めてきた。これが、今日の三木の金物業発展に重要な役割を果たすことになった。

金物業は、18世紀末から19世紀初頭にかけて江戸市場へ進出するころから問屋制家内工業としての生産機構が整備され、金物産地としての三木の地位が確立したといわれる。明治以降は、軍需を始めとする需要の変化に呼応して製品は機械工具を含めて多様化した。第2次世界大戦後は戦災復興のため大工道具の需要が増大し、いちはやく金物業は再興され、世界各国へと市場を拡大した。近年、国際経済環境の余波などを受けながらも、新製品の開発、新分野の開拓などの意欲的な活動によって、さらなる発展が期待されている。

人口は、昭和40年代半ばから、神戸電鉄粟生線沿線に大規模な住宅団地が建設され、阪神都市圏のベッドタウンとして急増したが、吉川町との合併時の約85,000人をピークに減少傾向にある。

交通面では、神戸電鉄粟生線が市南部を通り、神戸市の新開地駅、三田市の三田駅及び小野市の粟生駅等を結んでおり、市内には7つの駅がある。バスについては、市内外を結ぶ幹線路線バスが神戸電鉄粟生線とともに市の基幹的な移動手段の役割を担っており、市内を運行する路線バスが住宅地等と駅や病院といった市の主要拠点をつなぐ役割を担っている。また、地域住民の交通手段の確保や公民館を中心としたまちづくりに資するため、一部地域では、地域ふれあいバスやデマンド型交通「チョイソコみき」が地域内の移動手段の役割を担っている。更には、国土幹線自動車道である山陽自動車道及び中国自動車道には高速バスの停留所が3か所設置されており、大阪など都市圏をつなぐ高速バスネットワークの一部を形成している。

道路網については、山陽自動車道が本市の中央部を東西に縦貫し、本市東部から明石海峡大橋や淡路・四国方面に連絡する神戸淡路鳴門自動車道に向かう道路が整備されている。山陽自動車道には、三木小野及び三木東インターチェンジが設置されており、明石市と丹波地方を結ぶ国道175号及び神戸市と東播磨内陸部を結ぶ県道神戸加東線にそれぞれ連絡している。また、吉川地域を中国自動車道が東西に縦貫し、吉川地域北部から舞鶴方面に舞鶴若狭自動車道が分岐している。中国自動車道には吉川インターチェンジが設置されており、国道428号と連絡している。

市文化会館（昭和61年開館）や市庁舎（平成5年竣工）のある三木山ゾーンでは、平成2年三木山総合公園の野球場完成後、陸上競技場、屋内プール、テニスコートが同公園内に順次オープンし、平成29年には、三木山総合公園総合体育館がオープンした。また、平成5年5月に県立三木山森林公園が開園。平成11年4月には、自然と人と馬とのふれあいを通じ、活力と魅力のある地域振興と文化の創出に貢献するための野外活動の拠点として「三木ホースランドパーク」が開園している。さらに国道175号沿いに金物や観光の情報発信と交流の場として「金物展示館」を備えた「道の駅みき」が平成12年4月に、また、北播磨地域最大級の多目的展示ホール「かじやの里メ

ッセみき」が平成 22 年 5 月に同施設の隣接地に開設している。

令和 2 年 6 月には、「三木ホースランドパーク」の一角に新たな観光名所としてアジサイ 15,000 株が植栽された「あじさいフローラみき」が開園している。

吉川地域には日本有数の炭酸含有量をほこる「吉川温泉よかたん」が平成 14 年 3 月に、地域文化の情報発信施設として「山田錦の館」が平成 16 年 4 月に開業している。

また市内には平成 17 年に日本オープンが開催されたわが国屈指の名コース廣野ゴルフ倶楽部をはじめ 25 のゴルフ場がありゴルフ場銀座とも言われている。

このほか、交通の要衝地としての立地上の優位性を生かし、兵庫県との共同事業により進める「ひょうご情報公園都市次期工区」について、新たな雇用を創出するため、早期完成を目指している。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時における応急活動の基地、広域防災拠点として平成 16 年に兵庫県広域防災センターが開設された。隣接する県立三木総合防災公園とともに、「三木全県広域防災拠点」を形成し、広域防災拠点ネットワークの中核を担っている。

三木全県広域防災拠点の中には、県消防学校、陸上競技場、球技場、野球場、日本最大級の屋内テニス場などのスポーツ施設のほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所が所管する世界最大規模の実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）が整備されている。令和 5 年 6 月には、そのすぐ隣に、一般財団法人免震研究推進機構が所管する、免震部材・制震部材の実大動的試験を行う国内初の実大免震試験機（E-アイソレーション）が新たに誕生した。

令和 6 年 6 月に吉川町福井にオープンした兵庫県立総合射撃場（ハンターズフィールド三木）は、西日本最大級の約 80ha の広大な敷地に「クレーン射撃（トラップ・スキート）」「ライフル・スラッグ射撃」「エアライフル・エアピストル射撃」「ビームライフル・ビームピストル射撃」に対応した総合射撃場また、管理棟内には最大 100 名を収容できる会議室、捕獲個体の解体処理ができる「処理加工室」、わな狩猟者の実習場所としての「わなフィールド」など、狩猟者の育成に特化した施設を備え、狩猟者の安全管理、法令・マナー等、狩猟に関する基本的な知識を習得するための「学びの場」、狩猟者の捕獲技術向上のための「実践の場」、そして、狩猟に関する「情報発信の拠点」としての活用が期待されています。

3 主要産業の概要

三木の金物産業は、市の基幹産業としてその発展を支えてきたが、近年では建築工法・材料の変化や建築工具の機械化などへの対応を図るため、伝統的な利器工匠具類だけでなく、電動工具用機械刃物をはじめ新たな工具などの製品が多く開発・生産され、時代のニーズにあったものづくりを続け、市の産業の顔としての地位を保っている。

一方、伝統工法を守り続ける鍛冶屋も多く、その歴史と製品の優秀性から平成 8 年にはのこぎり、のみ、かん、な、こて、鋸、鑿、鉋、鋺、小刀の 5 品目が「播州三木打刃物」として国の伝統的工芸

品の指定を受けている。

2022 年経済構造実態調査によると、金属製品の製造事業所数は 88 社、従業者数は 1,865 人、製造品出荷額は年間額約 326 億円となっている。

三木金物製品を含む金属製品の出荷額は市全体の工業製品出荷額の約 15.9%を占めている。

現在は、伝統的な利器工匠具類に加えて、機械工具等を中心とした製品が多く開発、生産されており、伝統に培われた優れた技術を生かした品質、性能の高さが全国的に高く評価されている。

三木の農業は、恵まれた自然条件と肥沃な土地を生かして米、花き、野菜、果樹などを生産している。特に酒造好適米の最高級品である「山田錦」は日本一の生産地として知られる米どころで、品質も高い評価を得ている。

また、果樹においては、国営東播用水農業水利事業によりぶどう園が造成され、生食用ぶどうの栽培面積は 26.7ha で県下有数の産地であり、市の特産品となるとともに、観光ぶどう園としても多くの来園者を迎えている。

さらに、近年はいちごの栽培も盛んで、直売所、いちご狩り園も増えてきており、新しい特産品として育つことが期待されている。

4 人口と世帯数の推移

年次	人口			世帯数
	総数	男	女	
昭和30年	38,876	19,163	19,713	7,793
〃 35年	38,264	18,717	19,547	7,991
〃 40年	38,542	18,812	19,730	8,530
〃 45年	41,245	20,118	21,127	9,695
〃 50年	55,731	27,423	28,308	13,890
〃 55年	70,201	34,320	35,881	18,387
〃 60年	74,527	36,308	38,219	19,838
平成 2年	76,501	36,800	39,701	21,490
〃 7年	78,653	37,733	40,920	23,446
〃 12年	76,682	36,896	39,786	24,131
〃 17年	75,087	36,033	39,054	25,112
〃 22年	81,009	38,862	42,147	28,506
〃 27年	77,178	37,061	40,117	28,653
令和 2年	75,294	36,259	39,035	30,370
令和 6年	73,656	35,519	38,137	34,700

国勢調査（昭和30年第8回～令和2年第21回）を参照
令和6年の人口と世帯数の数値は、令和6年3月末日現在

5 産業別就業人口

区分	平成27年国調		令和2年国調	
	人口	割合	人口	割合
第1次産業	1,450	4.1	1,476	4.2
第2次産業	10,802	30.6	10,547	30.4
第3次産業	22,791	64.5	22,066	63.6
分類不能	290	0.8	600	1.8
計	35,333	100.0	34,689	100.0

II 三木市議会の概要

1 議会構成

(1) 議員数

条例定数 …… 16人 現員数 …… 16人

(2) 会派・党派別構成

(令和6年6月1日現在)

条例定数 16人	現員数 16人	政党別	公明党	日本共産党	日本維新の会	無所属		
			2人	2人	1人	11人		
		会派別	公明党	日本共産党	日本維新の会	志誠会	公政会	市民クラブ
			2人	2人	1人	5人	3人	3人

(3) 年齢別及び当選回数別議員数

(令和6年6月1日現在)

年齢別 議員数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
	0人	2人	2人	3人	9人

平均
58歳

当選回数 別議員数	11期	5期	4期	3期	1期
	1人	4人	4人	2人	5人

平均
3.6期

(4) 議会運営委員会

◇ 委員数 6人

◇ 委員の選出方法

- (1) 委員会は各交渉団体から選出した議員（以下「委員」という。）をもって組織する。
- (2) 交渉団体とは、所属議員2人以上を有する会派をいう。
- (3) 交渉団体から選出する委員数は、次によるものとする。
 - ア 委員の総数を協議により決定する。
 - イ 委員数を所属議員数に応じて配分する。

◇ 正副議長の出席

- (1) 正副議長は委員会に出席する。
- (2) 発言することはできるが、表決に加わることはできない。

◇ 非交渉団体の出席

- (1) 1人の会派は、オブザーバーとして会議に出席する。
- (2) 委員長が必要と認めた場合は、オブザーバーの出席議員に発言を求めることができる。

◇ 審議事項

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

(5) 常任委員会

委員会名	委員定数	所 管 事 項
総務文教	8人	総合政策部、総務部、市民生活部、会計室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項
民生産業	8人	健康福祉部、産業振興部、都市整備部、上下水道部、消防本部及び消防署、農業委員会の所管に属する事項

例年、決算審査に際し決算特別委員会を設置している。

(6) 議会役員任期

議長・副議長	1年（申し合わせ）
議会運営委員	1年（委員会条例）
常任委員	1年（ 〃 ）
特別委員	1年（申し合わせ）
監査委員	1年（ 〃 ）

2 議会運営

(1) 定例会の開催

3月・6月・9月・12月（年4回）

(2) 日程のとり方

3月定例会（会期 30日程度）

施政方針演説・議案説明 —— 休会・議案熟読 —— 質疑・質問
(1日) (5～6日) (3日)

—— 常任委員会 —— 記録整理 —— 委員長報告・採決
(6日) (3日) (1日)

(3) 予算審議

一般会計予算は、各常任委員会に分割付託

特別会計及び企業会計予算は、所管の常任委員会に付託

(4) 決算審議

一般会計、特別会計、企業会計決算（9月定例会上程）は、決算特別委員会に付託

(5) 質疑・質問

質疑・質問形態	個人質問（代表質問なし）
通告の方法	文書による通告制（質疑・質問第1日目の4日目の正午まで）
質問・答弁の方法	一問一答方式（ただし、1回目は一括質問・一括答弁方式）
発言回数	制限なし
発言時間	質疑・質問時間を合わせて一人90分以内（答弁を含む）
発言順	大会派順（慣例）（同一の開催日に同一会派の者が2人以上質問を行わない。ただし、翌日以降にも質疑・一般質問の日程を設けている場合に限る）

(6) 本会議開催状況（令和5年度）

会 議 名	会 期	会 期 日 数	会 議 日 数	質 問 者 数
第 375 回臨時会	R5. 5. 16	1 日	1 日	0 人
第 376 回定例会	R5. 6. 1～6. 28	2 8	5	9
第 377 回定例会	R5. 9. 1～9. 29	2 9	5	8
第 378 回定例会	R5. 11. 28～12. 22	2 5	5	8
第 379 回定例会	R6. 2. 22～3. 27	3 5	5	9

(7) 委員会等開催状況（令和5年度）

会 議 名	会 議 日 数
議 会 運 営 委 員 会	1 9
議 員 総 会	6

委 員 会 名	会 議 日 数
総 務 文 教 常 任 委 員 会	2 2
民 生 産 業 常 任 委 員 会	2 3
決 算 特 別 委 員 会	6
総 計	5 1

3 議会改革・議会活性化

平成23年度

- 議員定数 ・ 条例改正（H24.3.30 議決）により、平成27年5月1日からの定数を16名に決定した。
- 議会運営 ・ 議場に質問者席を設置した。（平成23年6月）
・ 委員会に議員間討議を導入した。（平成23年6月定例会から）
・ 委員会における採決を一括方式から一議題方式に変更し、全て起立採決で行うこととした。（平成23年9月定例会から）
・ 委員協議会を廃止した。（平成23年9月から）
- 議会公開 ・ 政務調査費収支報告をホームページで公開した。（平成23年5月から公開）
・ 本会議、委員会の映像をインターネットで録画配信した。（平成23年9月以降開催の会議から配信）
- その他 ・ 「政務調査費使途基準の運用指針」を制定した。（H23.4.1 施行）
・ 議員登庁板を議会フロア（6階）のほか3階にも設置した。（平成23年6月）
・ 委員会での審査効率を向上させるため2部屋の委員会室を1部屋に改造した。（平成23年5月）
・ 議会基本条例策定委員会（任意組織）を設置した。（平成24年3月）

平成24年度

- 報酬削減 ・ 条例改正（H24.3.30 議決）により、議員報酬を1年間、10パーセント削減することとした。削減期間は、平成24年4月から平成25年3月まで。
- 議会運営 ・ 条例改正（H24.5.15 議決）により、1議員が2常任委員会に所属する複数所属制を廃止し、常任委員会を4委員会から2委員会に再編した。（平成24年5月臨時会）
・ 議会基本条例を新たに制定（H25.3.1 議決、即日施行）し、本会議における質疑応答は、従来は一問一答方式と一括質問・一括答弁方式との選択制としていたがこれを廃止し、全て一問一答方式で行うことを明文化した。（1回目は一括質問・一括答弁方式。2回目以降は一問一答方式。）
また、本会議及び委員会において議長もしくは委員長の許可を得て質問することができる反問規定を設けた。
そのほか、平成23年度において試行的に行った議会報告会について、年1回以上開催することを定めた。
- 議会公開 ・ 条例改正（H24.5.15 議決）により、委員会の傍聴を許可制から原則公開に改めた。（平成24年5月から）
・ 委員会の記録を要点記録から全文記録に変更し、ホームページで公開した。（平成24年5月から）

平成25年度

- 報酬削減 ・ 条例改正（H25.3.27 議決）により、議員報酬を1年間、10%削減することとした。削減期間は、平成25年4月から平成26年3月まで。
- 政策提案 ・ 「三木市日本酒による乾杯を推進する条例」を議員提案し、制定した。（H25.6.21 議決、H25.6.24 施行）
- その他 ・ 「政務調査費使途基準の運用指針（H23.4.1 施行）」を廃止し、「政務活動費使途基準の運用指針」を制定した。（H25.4.1 施行）

平成26年度

- 議会運営 ・ 委員会での請願者による請願の趣旨説明を許可することとし、併せて許可手続、進行等についてのルールを議会運営委員会で取り決めた。
- 情報発信 ・ ホームページのレイアウトを全面的にリニューアルした。（平成26年4月）

平成27年度

- 議会運営 ・ 試行的に休日議会を開催した。（平成28年3月26日）
- 情報発信 ・ 市議会だよりに政務活動費の収支報告の一覧表を掲載した。（平成27年9月定例会号）
・ 議場の録画中継用カメラを全面更新。台数も2台から3台に増設した。（平成27年12月定例会から）
・ 議場の傍聴席に大型モニター2台を設置。傍聴席入口前ロビーに可動式のモニター1台を設置した。（平成28年3月定例会から）
- その他 ・ 議員が、特定の地域の代表者である市内10地区の区長協議会会長に就任することを禁止した。（平成27年12月）

平成28年度

- 行政視察 ・ 委員会の行政視察報告書に、各委員から提出された所感を正副委員長が取りまとめて記載することとした。
- 情報発信 ・ 政務活動費の収支報告書及び領収書を、平成28年度分から議会事務局の窓口において自由に閲覧できることとした。
- その他 ・ 政務活動費に関する条例の規定により、議長が収支報告書及び領収書等について調査を行う際には、議会運営委員会を開催し、条例、規則、運用指針等と照らし合わせて各会派の支出内容について適否を判断することとした。

平成29年度

- 情報発信 ・ インターネットによる録画配信を、スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるようにシステムを更新した。（平成29年7月21日から）
- その他 ・ 議会公用車（議長車）を更新し、買取りではなくリース契約（60か月）に変更した。（平成30年3月から）

平成30年度

- 情報発信 ・ 委員会室のマイクを全面的に更新し、有線方式から赤外線方式に変更した。（平成31年3月定例会から）

令和元年度

- 議会運営 ・ 本会議での市当局のタブレット端末の使用を認める（令和元年12月定例会から）とともに、議会においてもタブレット端末等の導入のための検討委員会（任意組織）を設置した。（令和2年3月から）
・ 年2回開催している議会報告会を従来通りの議会報告会1回、各種団体との意見交換会1回として開催することとした。（令和2年2月に意見交換会の開催）
・ 公共施設最適化推進のための特別委員会を設置した。（R2.3.27議決）
- 情報発信 ・ 常任委員会を庁内で視聴できるよう庁内放送を開始した。（令和元年6月から）
・ 市議会だよりのレイアウトをリニューアルした。（令和元年6月定例会号から）

令和2年度

- 報酬削減 ・ 条例改正（R2.6.26議決）により、令和2年12月期末手当を30パーセント削減し捻出した財源を、新生児1人あたり10万円を支給する新生児特別定額給付金事業に充当した。（R2.12.23議決）
・ 条例改正（R2.6.26議決）により、令和2年度の政務活動費を50パーセント削減するとともに、令和2年度行政視察等に要する経費を削減し捻出した財源を、児童1人あたり1万円を支給する子育て世帯への臨時特別給付金補完事業に充当した。（R2.6.26議決）
- 政策提案 ・ 市一丸となって子どもに優しい街を目指すため、「子どもへの虐待を許さない決議」を議員提案し、可決した。（R2.9.29議決）
- 情報発信 ・ 議場のマイク設備を全面的に更新し、有線方式から赤外線方式へと変更した。（令和2年12月定例会から）
- その他 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、議長席に飛沫防止パネルを設置した。（令和3年1月臨時会から）

令和3年度

- 情報発信 ・ 委員会室のカメラを制御するシステム（パソコン本体、ディスプレイ）を更新した。
- その他 ・ 令和2年7月からデジタル技術を活用した議会機能の強化を図るため、タブレット端末利活用検討委員会において検討を進め、議員用タブレット端末を購入した。

令和4年度

- その他 ・ 各議員にタブレット端末を貸与し、会議資料のペーパーレス化を進めることとした。（令和4年6月定例会から導入）

令和5年度

- その他
- ・各議員と事務局との連絡調整手段として LINEWORKS の活用を行い議会運営の効率化を図った。
 - ・議員登庁板を一新し、議員の登庁の表示だけでなく、会議日程と議会からのお知らせの表示を追加した。

4 議員報酬等

(1) 議員報酬及び特別職給与

職名	報酬または給料の額	改正年月日 改正前の額	備考
議長	554,000 円	平成8年4月1日 499,000 円	
副議長	478,000	平成8年4月1日 430,000	
議員	423,000	平成8年4月1日 381,000	
市長	980,000	平成8年4月1日 900,000	
副市長	830,000		副市長定数条例を平成23年4月1日施行
教育長	710,000	平成8年4月1日 640,000	

(2) 議員期末手当

6月支給分 225/100
12月支給分 225/100

計 450/100

(令和5年12月22日議決、令和6年4月1日から施行)

(3) 費用弁償等

ア 会議出席費用弁償 支給していない

イ 視察旅費・政務活動費(1人年額)

常任委員会 (委員会単位)	議会運営委員会 (委員会単位)	政務活動費 (会派単位)
80,000円以内	50,000円以内	120,000円

ウ 海外行政視察旅費 予算計上していない

エ 日 当 等

交通費	実 費	
日 当	国内	(宿泊の有無に関わらず) 1,500 円
	近接地	無
宿泊料	15,000 円	

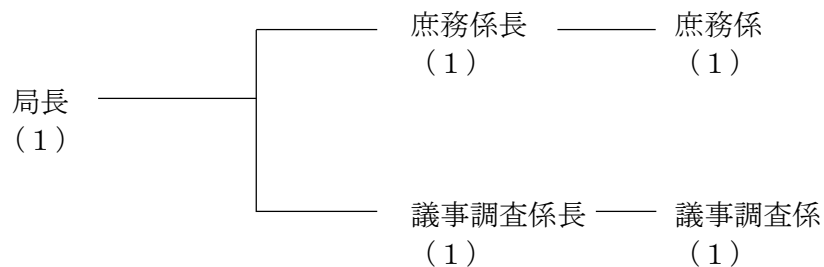
(4) 運営交付金

委員会名	交付金額	交付単位
常任委員会	年額 160,000 円以内	委員会単位
議会運営委員会	年額 130,000 円以内	委員会単位

5 議会事務局の構成 (令和6年6月1日現在)

定 数 …… 6 人

現 員 …… 5 人



6 議会費予算 (令和6年度当初)

1 報 酬	83,454	10 需 用 費	3,110
2 給 料	20,419	11 役 務 費	2,254
3 職員手当等	50,379	12 委 託 料	14,941
4 共 済 費	30,877	13 使用料及び 賃 借 料	1,889
8 旅 費	2,507	17 備品購入費	20
9 交 際 費	400	18 負担金補助 及び交付金	3,091
		合 計	213,341

Ⅲ 財政の状況 (令和6年度当初)

1 一般・特別会計予算

会 計 名		予 算 額
一 般 会 計		39,050,000 <small>千円</small>
特 別 会 計	1 国 民 健 康 保 険	8,299,000
	2 介 護 保 険	7,847,000
	3 後 期 高 齢 者 医 療 事 業	1,723,000
	4 学 校 給 食 事 業	300,000
	計	18,169,000
合 計		57,219,000

2 企業会計予算

会 計 名	予 算 額	
1 水 道 事 業	収 益 的 収 入	1,886,337 <small>千円</small>
	” 支 出	1,783,597
	資 本 的 収 入	294,754
	” 支 出	638,288
2 下 水 道 事 業	収 益 的 収 入	2,510,650
	” 支 出	2,468,410
	資 本 的 収 入	1,843,374
	” 支 出	2,447,812

3 一般会計 歳入及び目的別歳出

(単位 千円、%)

歳 入			歳 出		
款	予算額	構成比	款	予算額	構成比
1 市 税	11,099,414	28.4	1 議会費	213,341	0.6
2 地方譲与税	279,793	0.7	2 総務費	5,710,851	14.6
3 利子割交付金	6,120	0.0	3 民生費	14,099,908	36.1
4 配当割交付金	85,700	0.2	4 衛生費	2,512,942	6.4
5 株式等譲渡所得割交付金	122,500	0.3	5 労働費	129,310	0.3
6 法人事業税交付金	181,500	0.5	6 農林業費	816,628	2.1
7 地方消費税交付金	1,823,000	4.7	7 商工費	1,605,892	4.1
8 ゴルフ場利用税交付金	548,700	1.4	8 土木費	2,425,345	6.2
9 環境性能割交付金	55,000	0.1	9 消防費	1,591,129	4.1
10 地方特例交付金	394,400	1.0	10 教育費	3,437,759	8.8
11 地方交付税	6,594,000	16.9	11 災害復旧費	54,292	0.2
12 交通安全対策特別交付金	11,000	0.0	12 公債費	4,611,603	11.8
13 分担金及び金	51,367	0.1	13 諸支出金	1,811,000	4.6
14 使用料及び料	444,839	1.1	14 予備費	30,000	0.1
15 国庫支出金	6,530,014	16.7			
16 県支出金	2,607,996	6.7			
17 財産収入	156,606	0.4			
18 寄附金	1,113,092	2.9			
19 繰入金	1,963,993	5.1			
20 繰越金	1	0.0			
21 諸収入	1,388,064	3.6			
22 市債	3,592,901	9.2			
歳入合計	39,050,000	100.0	歳出合計	39,050,000	100.0

4 一般会計 性質別歳出

区 分	予 算 額	構 成 比
義 務 的 経 費	18,876,031	48.3
人 件 費	6,648,122	17.0
扶 助 費	7,616,306	19.5
公 債 費	4,611,603	11.8
投 資 的 経 費	4,302,325	11.0
普通建設事業費	4,250,105	10.9
災 害 復 旧 費	52,220	0.1
そ の 他 経 費	15,871,644	40.7
物 件 費	5,641,148	14.4
維 持 補 修 費	190,293	0.5
補 助 費 等	5,410,785	13.9
積 立 金	475,795	1.2
投 資 及 び 出 資 金	0	0.0
貸 付 金	695,183	1.8
繰 出 金	3,428,440	8.8
予 備 費	30,000	0.1
合 計	39,050,000	100.0

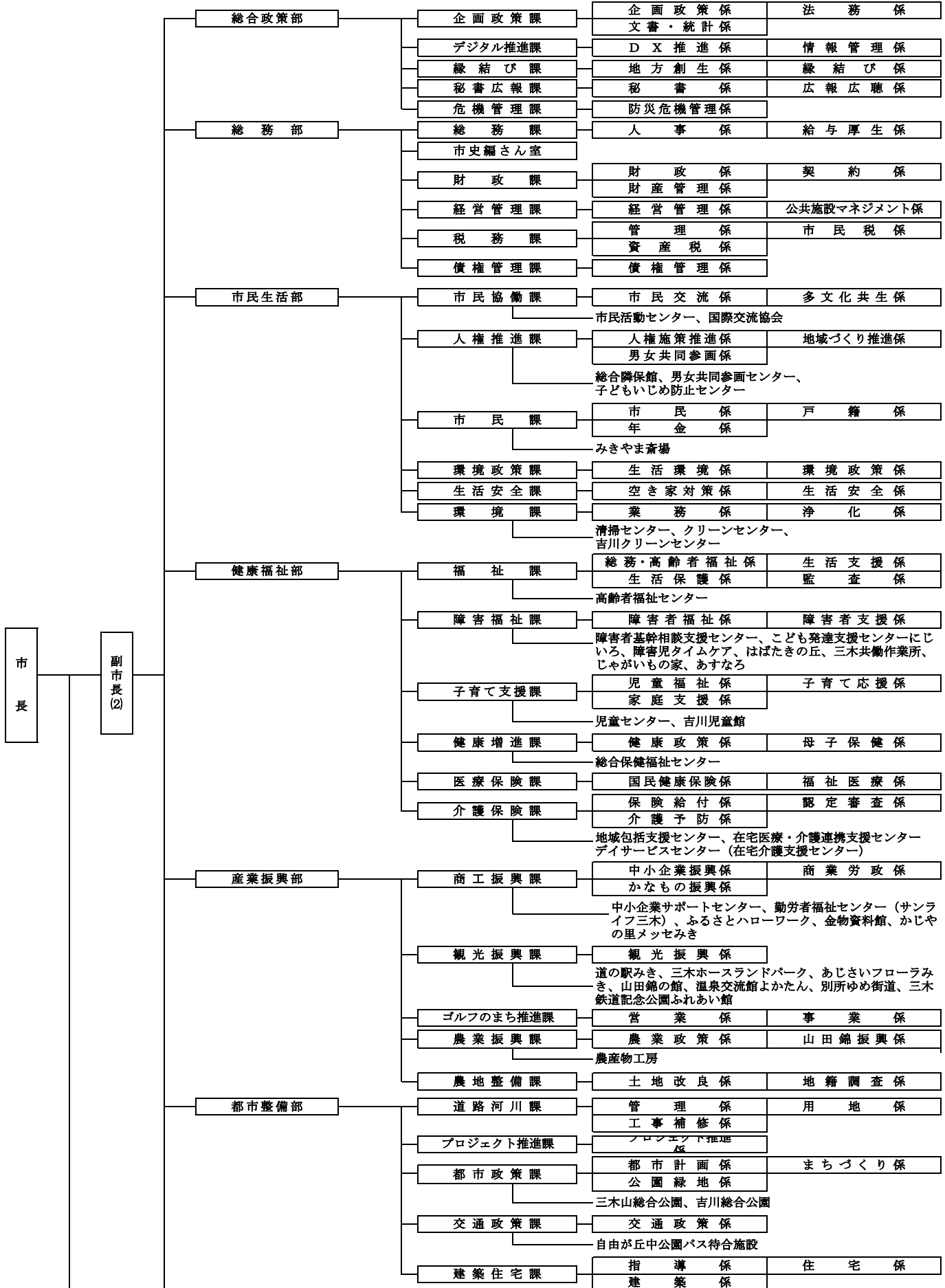
IV 市職員数

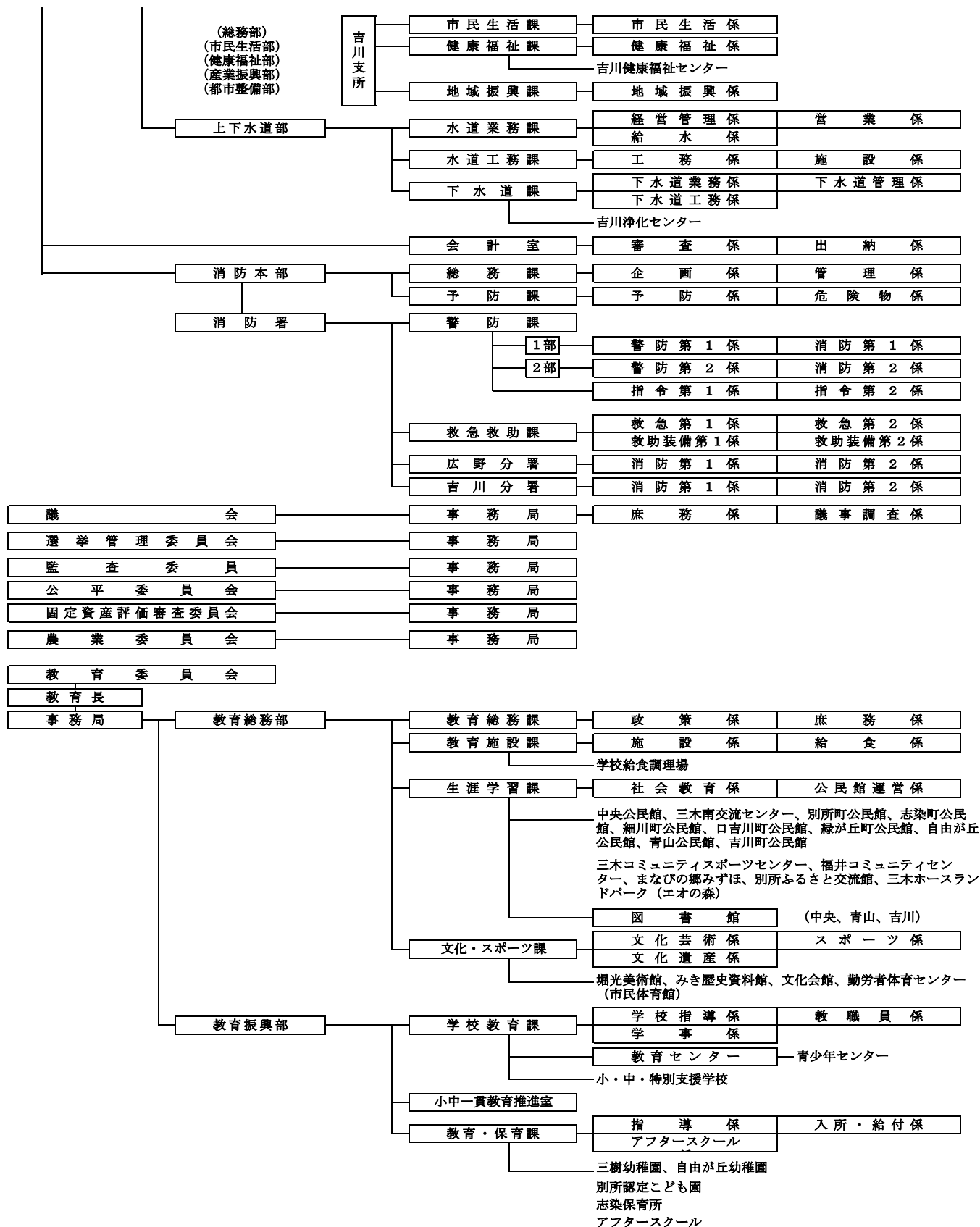
(令和6年4月1現在)

区 分	定 数	実 職 員 数
市 長 事 務 部 局	5 2 4 ^人	3 3 4 ^人
教 育 委 員 会 事 務 部 局	1 4 2	1 0 6
農 業 委 員 会 事 務 部 局	(4) [※]	2
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 部 局	3	2
監 査 委 員 ・ 公 平 委 員 会 事 務 部 局	2	2
議 会 事 務 部 局	6	5
上 下 水 道 事 業 事 務 部 局	3 2	2 5
消 防	9 3	9 3
計	8 0 2	5 6 9

※農業委員会事務局は市長事務局職員が兼務

三木市組織図(令和6年4月1日現在)





三木市議会事務局

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL 0794-82-2000 (代表)

0794-89-2309 (事務局直通)

FAX 0794-82-2094

E-mail gikai@city.miki.lg.jp

ホームページ <https://www.city.miki.lg.jp/>